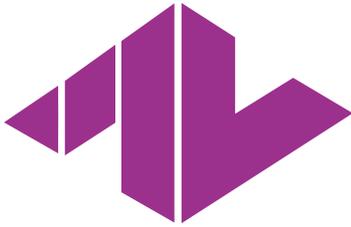


都留

市議会だより



第169号 平成25年11月1日発行

都留市議会

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

〒402-8501 ☎(43)1111

URL : <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail : gikai@city.tsuru.lg.jp



都留市・ヘンダーソンビル市姉妹都市締結30周年記念事業 友情のステージテープカット

14	13	12	11	10	9	8	7	5	4	3	3	2							
編集後記	市議会議員の 辞職について	人事案件	議会日誌	9月定例会各委員会の 審査内容と結果	各会議等における議員の 欠席日数状況報告	議員提出意見書	都留市議会行政視察研修	小林 義孝 議員	小俣 武 議員	清水 絹代 議員	鈴木 孝昌 議員	国田 正己 議員	小林 歳男 議員	一般質問要旨	議長所信主要項目	議案議決結果	会期日程	9月定例会	目次

9月定例会会期日程

9月5日 本会議（開会）

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎提出議案の市長説明
並びに所信表明

◎議案審議

◎議案及び請願の
委員会付託

9月12日 本会議

◎一般質問

9月17日 総務常任委員会

社会常任委員会

9月18日 経済建設
常任委員会

9月19日 決算特別委員会

9月20日 決算特別委員会

9月24日 決算特別委員会

9月27日 本会議

◎委員長報告

◎議案審議（閉会）

市長所信主要項目

- ◆看護系大学誘致事業【看護系大学誘致事業基金を設置し、基本協定に沿って平成28年4月の開設を目指す】
- ◆里地里山里水の保全及び活用に関する条例の制定【市、土地所有者等、市民及びコミュニティは、基本理念に示されたそれぞれの役割を担い、活動を実践していく】
- ◆農林産物直売所等の整備【井倉第二土地区画整理事業区域内に農商工連携及び6次産業化の原点となる農林産物直売所等を整備していく】
- ◆市長としての出处進退【次期市長選には出馬せず、後進に道を委ねて本市の未来が拓かれていくことを期待する】

※ 詳細につきましては、後日、市役所またはホームページにて閲覧できます。

9月定例会議案議決結果

区分	議員名 議案等名	議決結果	藤	藤	鈴	清	水	杉	武	国	藤	小	小	小	上	小
			江	本	木	水	岸	本	藤	江	侯	侯	林	杉	林	
			喜	明	孝	絹	富	光	朝	正	厚	義	武	武	実	孝
			美	久	昌	代	美	男	雄	己	夫	之	之	男	男	孝
市長提出	承第3号 専決処分の承認を求める件(平成25年度都留市一般会計補正予算(第2号))	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第46号 都留市看護系大学誘致事業基金条例制定の件	可決	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第47号 都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例制定の件	可決	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第48号 都留市子ども・子育て会議条例制定の件	可決	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第49号 都留市税条例中改正の件	可決	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第50号 都留市国民健康保険税条例中改正の件	可決	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第51号 都留市火災予防条例中改正の件	可決	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第52号 平成25年度都留市一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第53号 平成25年度都留市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第54号 平成25年度都留市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○

区分	議案等名	議員名	議決結果	藤江喜美子	藤本明久	鈴木孝昌	清水絹代	水岸富美男	杉本光男	武藤朝雄	国田正己	藤江厚夫	小俣義之	小俣武	小林歳男	上杉実	小林義孝
				○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長提出	認第1号 平成24年度都留市各会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	認第2号 平成24年度都留市水道事業会計決算認定の件	認定	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	認第3号 平成24年度都留市病院事業会計決算認定の件	認定	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第55号 監査委員の選任について同意を求める件	同意	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件	同意	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員提出	請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願	採択	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議員提出意見書案第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書	可決	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議員提出意見書案第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書	可決	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議員提出意見書案第3号 地方税財源の充実確保を求める意見書	可決	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○は賛成 ×は反対 ※議長(谷垣喜一)は採決に加わりません。

一般質問要旨

小林歳男議員

- ▼都留市政の方向性について
- ▼サンパーク都留の活用について

- ▼小林歳男議員
- ▼国田正己議員
- ▼鈴木孝昌議員
- ▼清水絹代議員
- ▼小俣武議員
- ▼小林義孝議員

都留市政の方向性について

問

小林市長におかれては勇退を表明し、後進に都留市の将来を託す決断をされたが、これからの都留市政の方向性についてどのように考えているか伺う。

答

人口減少社会、超高齢化社会の到来、経済成長の拡大が望めない、人類史的とも称される激動の時代にあつて、地方自治を取り巻く環境は、大変厳しく、一朝一夕には解決できない課題が山積しているが、東京五輪の

開催決定など、明るい兆しも見え始めている。

今後、理想の帆を掲げ希望の風を受け、財政の健全化を基に、本市に存在する山・川・水・空気、そこに生きる動植物などの自然環境、教育・文化等の文化環境、さらに道路・橋梁等のインフラ環境を再発見し、掘り起し、磨き上げ、新しく結び付け、新たなものを生み出し、次の時代へより良い形で引き継ぎ、新しい時代への責任を果たされるとともに、住民が地域の行政や経営に主体的に参加する住民自治と地域の独自性と自律性を確保する団体自治と

いった二つの地方自治の本旨が日々実践される、東部地域の中核を担う都市として発展することを願う。

サンパーク都留の活用について

問 都留市ジャパンジュニアグラススキー大会が、サンパーク都留グラススキー場において開催されたが、この大会も来年度で十年継続事業の最終年度を迎える。その後の活用策はどのように考えているか伺う。

答 サンパーク都留は、全国でも数少ない本格的なグラススキー場として昭和六十三年に開設されて以来、ニュースポーツであるグラススキーの普及・振興を図るため、スキー教室や大会を開催してきた。

去る八月、第九回大会を実施した「都留市ジャパンジュニアグラススキー大会」は、一般財団法人地域活性化センターからの助成を受けて大会を開催しており、来年は第十回大会となり、助成対象の最終年度となる。

本年七月に開催されたスポーツ拠点づくり担当者会議においては、十年で助成を

打ち切ることににより、徐々に地域に根付いてきた大会が実施できなくなるおそれがあるなどの意見が、地域活性化センター理事会の中であったとの報告がなされ、本年十二月開催予定の理事会で助成期間の延長も含め、今後の方向を決定することである。

本市としても、地域活性化センター理事会の結果を注視するとともに、今後の大会の在り方等について、日本

グラススキー協会、サンパーク都留スキークラブ等関係者と検討を進めていきたい。なお、今後の施設の管理方法、活用方法等については、公共施設白書の作成や、それに基づく公共施設の在り方の検討の中で、結論を出していきたい。



国田 正己 議員

- ▼産科セミオープンシステムについて
- ▼大幡川の河川敷の立木の撤去について
- ▼市内の一級河川の土砂の撤去について
- ▼健康科学大学看護学部開校に向けて

産科セミオープンシステムについて

問 産科セミオープンシステムとは、どのようなものか。

答 セミオープンシステムは、産婦人科医師不足への対策と妊婦の皆様方に、より安全な出産を提供することを目的とし、山梨県と山梨大

平成二十年十月から県内初の施設として本院で運用開始した。

このシステムは、妊婦健診は自宅や職場近くの通いやすい病院等で受診し、分娩は高度な設備を持つ医療機関で行う医療連携であり、現在の産婦人科医師不足の状況下においては、妊産婦の利便性を保ちながら、「安全・安心」な出産を両立するためのシステムである。

問 都留市立病院における運用と山梨赤十字病院からの産婦人科医師等の派遣について伺う。

答 妊娠三十四週までの妊婦健診などを本院で行い、それ以降は、基本的に山梨赤十字病院にて妊婦健診と分娩が行われている。

また、本院では、現在、月曜・水曜及び木曜日の週三回、山梨赤十字病院より産婦人科医師を派遣していただき、妊婦健診や産婦人科の診療などを行っている。

なお、助産師については、本院に常勤しているもので、現在まで派遣を依頼した実績はない。

問 妊婦へのメリットは。

答 現在、当地域では、富士字病院のみが分娩を行える病院であり、このシステムがなければ、妊婦は健診のたびに吉田方面への遠距離を移動しなくてはならず、特に妊娠後期などには負担が重くなる。

このシステムは、あくまでも産婦人科医師の不足が続いている状況下での緊急回避的なシステムと考えているが、妊婦やその家族の皆様方の身体的・精神的負担の軽減

に役立っているものと考えている。

問 都留市民のうち、年間の妊婦健診受診者数と妊婦健診の回数は。

答 平成二十四年度の本市での妊婦健診受診者数は、三百五十三名である。

また、妊婦健診の回数は、通常十四回となっている。



大幡川の河川敷の立木の撤去について

問 大幡川の河川敷の立木の撤去状況について伺う。

答 河川管理者である山梨県住民から要望があり、大幡川下流側の河川内の立木については直ちに撤去をし、また、護岸未整備箇所における、河川区域内の私有地にある立木については、所有者から伐採の承諾を得て、撤去を実施すると要望者へ回答したのとである。

本市では、地域からこのような要望等があった際には、その都度県へ要望を行っ

ており、また、毎年六月に実施の「土砂災害防止月間」危険箇所パトロールや、八月の重要水防区域パトロールにおいては、県担当者に参加をお願いし、直接地域の意見をお聞きし、県に説明する機会を設けている。

県では、これらの情報や県河川監視員のパトロールからの報告を受けて、河川整備や応急対応の実施を判断しているが、地域住民が危険と感じる箇所の対応については、本市も住民と共に、県に対しなお一層働きかけを行っていききたい。

市内の一級河川の

土砂の撤去について

問 河川の堆積土砂への対策は。

答 平成二十三年九月の台風により、市内の一級河川に堆積した土砂の撤去を山梨県に依頼しているが、県では、危険箇所の把握に努め、優先順位を付け計画的に実施するとの報告を受けており、本年度は、市内では大幡川や菅野川の2河川の土砂撤去を行う予定である。

本市としては、危険箇所パトロール等により県担当

者との連絡調整を密にして、地域住民の声が反映できるとも、速やかに県に伝えると引き続き積極的な働きかけを行っていく。

問 市内の河川で、土砂が堆積している箇所はどの位あるのか。

答 県では、詳細な箇所数は把握していないが、大幡川を含めた市内の主要な河川六箇所のうち、特に早急に撤去が必要な河川が2河川あり、今秋に撤去する予定とのことである。



健康科学大学看護学部

開校に向けて

問 健康科学大学看護学部の開校と山梨県地域保健医療計画との関連について伺う。

答 山梨県は、平成二十五年三月に山梨県地域保健医療計画を策定し、看護職員の確保対策として、看護師の養成に関する支援、看護師の定着対策などの施策を掲げている。



る。

現在、富士・東部医療圏の人口十万人当たりの看護師・准看護師数は四百八十二・四人と県内圏域では最低であり、県平均の七百五十一・二人、全国平均の七百四十四人を大幅に下回っている状況であるため、医師の確保とともに看護師確保対策が喫緊の課題となっている。

このような中、本市が進めている看護系大学誘致事業は、県政課題である、富士・東部医療圏の看護師確保と医療環境の地域間格差の是正に資するものであり、山梨県地域保健医療計画の推進にも大きく貢献するものであることから、去る七月二十四日に東部地域の3市3村長の連名による書面を持って、山梨県知事に財政支援の要望を行ったところである。

今後もし引き続き、東部地域の市村との連携を図る中、山梨県市長会など様々な組織を通じ、また機会を捉え、看護系大学誘致事業に対する財政支援を県に要望していきたい。

鈴木孝昌議員

- ▼財政改革としての自然エネルギー、また省エネルギー対策について
- ▼田原地区の治安を守る施策は、また、安心安全ステーションの今後の設置に向けての具体的な方策は
- ▼都留市の観光産業の将来展望は

財政改革としての

自然エネルギー、また省エネルギー、対策について

問 省資源、省エネルギー意識の啓発について具体的な施策は。

答 家中川小水力市民発電所「元気くん」、「エコハウス」及び植物栽培施設「城南創庫」などから成る「環境学習フィールド」を柱として、居住する住宅に自然エネルギー発電システム及び省エネルギー機器を設置した方に補助金を交付する「住宅用自然エネルギー及び省エネルギー機器設置費補助金交付事業」、環境省が策定する環境活動評価プログラム（エコアクション21）に基づく認証及び登録を受けようとする事業者に対し費用の一部を助成する「グリーンアクションパートナー

事業」、住宅用太陽光発電の環境価値をグリーン電力証書により買い取る「ソーラーのまちづくり推進事業」など、市民や事業者への助成制度による省資源、省エネルギー意識の啓発にも取り組んでおり、さらに、本年度、電気自動車購入と併せて電気自動車用急速充電器を整備している。

問 太陽光発電事業に対する助成内容、現在までの助成金額、今後の支援策は。

答 市民の方が、自ら居住する住宅等に、太陽光発電システムを設置等された場合、一キロワットアワー当たり、二万円以上上限を五万円とした助成を行っている。

助成額は、事業を開始した、平成十一年度から昨年度末までに三百七十件で二百八万六千円である。支援策については、昨年六月から太陽光発電設備の

敷地に係る土地の固定資産税評価額を、その土地の状況に応じて近傍宅地の五〇%または三〇%にすることとし、太陽光発電事業者が、参入・利用しやすい環境整備に努めている。

また、再生エネルギー特別措置法により国の認定を受けた発電設備の償却資産については、固定資産税の課税標準額を最初の三年間分は三分の二とする制度も実施している。

問 現在、田原の家中小川に、水力発電業者が行っているテスト設置の目的及び経緯は。また、河川占用料の有無は。

答 本市では、小水力発電機の開発に意欲を持つ企業に対し、小水力発電技術等の向上、また、その普及啓発の観点から、内容等の審査を行う中、河川法の規定に基づき、条件を附して、一定期間、河川への設置等にも門戸を開いている。

今回、都留文科大前駅付近の家中小川に設置している小水力発電機は、水路環境が異なっても汎用設備で効果的に発電を行えることを実証し、設計・製造コストの低減による最小投資で最大効果を

得られる発電システムの確立を図ることを目的としたものである。

この設置経過は、小水力発電機メーカーから経済産業省の「平成二十四年度小水力発電導入促進モデル事業費補助事業」を本市と共同で実施したい旨の申し出があり、本市では当時策定を進めていた「スマートコミュニティ構想」を実現するために必要な実証事業と判断し、共同申請に名を連ねるとともに、河川法に基づく担当課との協議を踏まえ、同社に対し設置を承認したものである。

また、占用料については、本市との共同事業でもあることから、都留市河川管理条例第九条の規定に基づき、減免しており、この補助事業終了後は、原則撤去することとしている。

問 本市発電設備の年間発電量、売電金額は。また、設備の総合計金額及び年間ラニングコストは。

答 年間ペースで発電量は、二十四万五千六百二十キロワットアワー、売電金額は、前年度単価で換算すると二百九十六万千六百六十九円である。

また、設備の総合計金額は、二億二千九百十九万七千五百五十円、年間ランニングコストは、七十六万四千四百八十九円である。

問 市庁舎等の公共施設における省エネルギー対策は。

答 市庁舎、いきいきプラザセンターのトイレの照明を人感センサー対応とし、使用中にだけ点灯する方式をとっている。

また、市庁舎及び学校給食センターには、使用電力が、契約電力量を超えそうになると警告音が発せられるデマンドコントローラーを設置し、節電等の対応を実施している。

さらに、昨年の東京電力の料金値上げに伴い、市内小中学校や市庁舎を含む二十二施設について、本年四月一日より二年間の契約で、特定規模電気事業者であるミツウロコグリーンエネルギー株式会社から電気を購入することとした。

このことにより、八月までの五カ月間で約三百万円の縮減実績があがっている。

問 市内小中学校の平均契約電気料金、直管型蛍光管の本数は。

答 小中学校の契約電気料金は、一キロワットアワー当たり平均で二十四円十九銭であり、直管型蛍光管は、六千五百十四本である。

問 市庁舎等の公共施設における平均契約電気料金、直管型蛍光管の本数は。

答 主な施設の平均の契約電気料金は、一キロワットアワー当たり二十三円十一銭であり、直管型蛍光管の本数は、六千八百八十五本である。

問 経費節減につながる照明のLED化は。

答 市庁舎等の施設毎に個別で検討を行っている。市庁舎については、現在耐震化を進めているが、今後、本格的に実施していく予定である。



田原地区の治安を

守る施策は、また、

安心安全ステーションの

今後の設置に向けて

の具体的な方策は

問 平成二十一年に実施した「地域安心安全ステーション整備モデル事業」における防災資機材の整備内容は。

古川渡自主防災会が、禾生地域協働のまちづくり推進会や消防団、警察署などの、防災、防犯に関わる関係機関との連携強化と地域の防災防犯対策の向上を目的に、独自の活動計画を策定、応募し、採択されたものであり、具体的には、チェーンソーやサイレン付きメガホン、またヘルメットなどを購入し、災害時を想定した防災資機材を整備したものである。

問 防災、防犯活動の拠点整備について、先進事例をどのように検討しているのか。

答 都留文科大前駅周辺を対象とすると上谷地区を対象に道路照明の設置を進めるとともに、防犯カメラの設置等に伴う諸課題について調査・研究をしている。

問 都留文科大前駅の一泊あたりの乗降利用状況は、一ヶ月約二万一千名、一日約七百名程だが、今後の利用状況を推測しているか。

答 平成二十八年四月に完成する都留興譲館高校への通学には、谷村町駅利用の生徒と文大前駅利用の生徒に分かれ、文大前駅利用者は、富

士吉田市、西桂町等の富士北麓方面の生徒と東桂地域の生徒が想定される。

現在のこの地域の桂高校の生徒数を参考に推測すると、概ね百五十名程度の生徒が文大前駅を利用するものと考えられる。

問 当地域の治安を守る施策は。

答 今後は、道路照明の設置や警察による巡視のさらなる強化を要請するとともに、防犯カメラの設置等に伴う諸課題について調査・研究していきたい。

都留市の観光産業の 将来展望は

問 富士山が世界文化遺産に登録され、周辺市町村では、来訪者が増加し、経済的効果も増大しているが、隣接市である本市での活用、展開は。

答 今回の富士山世界文化遺産登録を、本市の観光産業の振興を図る絶好機ととらえ、やまなし観光推進機構と連携した首都圏主要駅での観光PRや、富士山とのつながりを前面に押し出した観光情報発信等に力を入れてい

る。

今後、庁舎内外における観光情報の充実、インターネット等ITを活用した観光情報の発信、公共交通機関との連携の強化、新たな媒体を利用した観光PR等様々な手法を用いて、富士山周辺を訪れる観光客を始め、多様な観光客の誘客に努めていきたい。

問 リニア新幹線において、来年度から有料試乗も予定され、リニア見学センターの大幅な来訪者の増加が予想される中、駐車スペースの確保、交通アクセスはどうするのか。

答 山梨県は、駐車場について、本年八月に見学センター近隣の揚久保地内に普通乗用車約百四十台の駐車場を整備するとともに、バスについては、乗降場所を見学センターとし、バス待機所を都留高等技術専門学校跡地に整備して対応しているところであり、交通アクセスについては、現時点では国道139号から大原橋を通過し進入することである。

そのため、本市においては、来年度実施予定の大原橋耐荷耐震補修工事を前倒し、今年度中に着手するな

ど、交通アクセスに対応するところである。

また、リニア見学センターのリニューアル後の集客数を想定すると、主に国道139号を活用した接続道路では、近隣の商業地における道路渋滞や危険な箇所における交通安全面など、周辺住民への影響が懸念されることから、リニア中央新幹線富士北麓・東

部建設推進協議会において、①井倉地内の国道139号都留バイパスから分岐する県道バイパスと現国道139号が交差する古川渡交差点から、中央自動

車道側道までの新たな道路の整備 ②大月インターチェンジ付近からリニア見学センターのある小形山地域への円滑なアクセスを目的とした道路の新設 ③国道139号と並行し、西桂町まで通じる広域的機能を有する中央自動車道側道の県道昇格を要望しているところである。



清水 絹代 議員

- ▼「地下水保全条例」制定について
- ▼「都留市男女共同参画基本条例」はまちづくりを活かされてきたか
- ▼農林産物直売所設置計画について

「地下水保全条例」 制定について

問 市民の飲料水・農作等に活用している富士山の恵みの地下水・湧水は、貴重な水資源である。「地下水保全条例」及び上流部自治体との連携による保全条例制定の重要性と、早急な対策の必要

性について過去二回述べてきたが、いまだに制定されていない。西桂町以外の上流部自治体では、既に危機感を持ち条例を制定している。六百万円の予算を計上し、実施した地下水状況調査の結果と、その後の地下水保全条例制定に向けての取組状況について伺う。

答 平成二十年六月に十日市名水百選に選定されたことを契機に、地下水資源の保護・保全に向けた市条例制定の取組を開始した。平成二十一年度には湧水を含む水道水源などの調査を行った結果、地下水資源の保護・保全のためには、湧水期の地下水位の経年変化の観測が必要であることが確認されたため、平成二十三年度に東桂地区内の地下水資源を利用して三力所の井戸に水位計と記録計を設置し、平成二十四年度から平成二十六年度までの三力年の地下水位データを収集中であり、今年度より、地下水位の季節変動や経年変化などのデータ分析を行うこととしている。

一方、山梨県では、今年四月に「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を施行し、一定規模以上の揚水設備の設置者に対して設備の内容や採取量などの届出義務化し、水源地域である山林地域などの所有権移転等に係る事前届出を義務付けるなど、健全な水循環の維持に努めている。

今後、現在行っている地下水水位の調査結果を尊重す

るとともに、県条例との整合性が図られた、本市としての特色を持った条例の制定を進めていきたい。

「都留市男女共同参画基本条例」はまちづくりに活かされてきたか

問 全国に先駆け策定した「都留市男女共同参画基本条例」は「公平公正・安心安全なまちづくり」の基本である。自治会長・自主防災組織・PTA会長等、地域での男性中心の役割分担の解消、及び女性市職員管理職登用・夫婦共働き職員への肩たたきに見られる、不公平待遇等の改善は進んでいない。

「都留市男女共同参画基本条例」制定の真の目的・条例の理念に添った政策実施の状況と今後取り組むべき課題について伺う。

答 本市における、平成十二年三月の「都留市男女共同参画基本条例」制定以降の取組については、平成十八年三月に「人権の尊重」を総合目標とした、新たな「都留市男女共同参画推進計画」を策定し、これに基づき、市政への女性の参画を促すための「きらめ

き女性塾」の開校、機関紙「はばたき」の発行や男女共同参画推進フェスティバルなど各種イベントの開催、保育の充実や放課後児童クラブの設置などを始めとする女性が働きやすい環境づくり、男女平等の視点に立った職場環境づくりを推進するための事業所への働きかけなど、条例の基本理念に沿った様々な取組を推進してきた。

その結果、本市の男女共同参画推進の担い手である「都留市男女共同参画推進委員」に、各地域から幅広く委員を募り、これまでに七十人の方に経験いただくことが出来た。

また、「きらめき女性塾」では、参加女性のエンパワメントの向上が図られ、市内における人材の掘り起こしやネットワーキングにも大きな役割を果たすとともに、女性塾の終了者や元委員には、男女共同参画推進に向けた協力員として、さらなるネットワークの拡大に貢献いただいている。

今後取り組むべき課題は、本条例を羅針盤として男女共同参画社会の実現に向けて、情熱と忍耐を持って、根気よく様々な取組を推進して

いくことが、何よりも肝要であると考えている。

次に、女性職員の管理職への登用については、男性、女性に関わらず、課長昇任を希望する五級の主幹かつ課長補佐以上の職員から、自己申告書、部長職評定表及び小論文を提出させ、民間の方にも面接採点者として参加をいただき、個別面接を行い、それぞれの項目で得た成績を数値化し、その上位者から課長職への登用を行っており、平成二十一年度以降では、平成二十二年度に女性職員一名を、平成二十五年年度は、二名を課長職に登用している。

また、市役所で共に働く職員について、男性職員の管理職登用の条件に女性職員への肩たたきが見られるとのことであるが、管理職への登用は先の方法で行われており、夫婦であることをもって管理職への登用が制限されることはない。

農林産物直売所

設置計画について



問 市内の耕作放棄地の増加により、農作物の地産地消の減少が懸念される。

市長説明では、農林産物直売所整備計画があるが、農作物生産者・市民も周辺自治体での取組状況から、直売所整備の希望の声がある。

しかし、他自治体と都留市の生産能力・販売能力は当然異なることから、的確な調査、把握が必要である。

都留市における販売所設置についての課題はどのようなものがあるか、また展望を伺う。

答 農林産物直売所設置の課題について、産業活性化推進本部は、組織運営、品揃え対策、集客販売促進、店舗レイアウト、商品構成、情報発信、店舗運営、事業多角化、

地域社会への貢献などを検討することが重要であるとのことから、本部事務局連絡会議の下部組織として、小規模農産物生産者や商工会、農業協同組合、認定農業者、農業生産法人、障害者就労施設などにより構成する小委員会を設置し、今後は詳細な内容について協議・検討していくこととなっている。

リニア実験線の走行再開により来訪者の増加が予想されるこのチャンスを生かし、農林産物直売所等の整備を進め、集客と交流から波及する多彩な地域産業の振興に努めていきたい。



小俣 武 議員

▼公共施設の駐車場管理について ▼遊休農地と公有地の青草・枯草対策について

公共施設の駐車場管理

について

問 公共施設の駐車場は、どのように管理・運営しているのか。

答 各施設の駐車場の管理運営は、各施設においてそれぞれ行われている。

市役所の駐車場は、来庁者用五十六台、議員駐車場

六台、公用車用四十三台、職員用百三十三台の合計二百三十八台分の駐車スペースがあり、市職員が通勤用駐車場として利用する場合は、他の施設も含め使用料を徴収して貸し出している。

また、現在の市庁舎耐震補強・改修工事による駐車場の確保については、旧N.Tの駐車場の借受け、まちづくり交流センターの建物裏の空きスペースへの駐車等により対応している。

いきいきプラザ都留においては、来客用駐車場五十四台、公用車駐車場二十二台分のスペースがあり、職員駐車場は、火葬場駐車場五十六台分のうち奥の三十台分を使用し、不足分は民間用地四十八台分を借上げ、使用している。

市立病院については、今年度増設する駐車場九十五台分を含め、病院敷地内、病院入口右の駐車場など敷地外借地の総合計は五百二十三台分、その内訳は、患者専用二百九十六台、医師用二十二台、職員用百八十七台、公用車等業務用十八台分である。教育委員会が所管する主な施設の駐車場については、まちづくり交流センタ

ー九十五台（うち職員駐車場は二十台）、うぐいすホール百九十八台、楽山球場二百三十台、やまびこ競技場百五十台、市立学校給食センターに来客者用六台分及び職員用二十四台分、そして中学校に来客者用として必要最小限分をそれぞれ確保しており、管理について、大規模なものは教育委員会事務局が、比較的小規模なものは施設管理者が対応している。

問 市立病院における身体障害者用駐車場の増加計画は。
答 現在は、市有地四台、借地二台で合計六台分の駐車場があるが、透析患者数等も考慮すると不足しているため、今後は、用地を取得し、倍増を基本として可能な限り整備に努める。

問 議員駐車場に駐車している公用車が見受けられるが、適切な場所に駐車すべきではないか。
答 本庁の公用車については、小学校側を基本としてた定位置に駐車すべきであるが、駐車スペース不足により一時的に議員駐車場に駐車していたことについて、お詫びを申し上げる。

今後は、これに注意し、適切な駐車について徹底していきたい。

遊休農地と公有地の 青草・枯草対策について

問 遊休農地、公有地の青草・枯草について、安心安全なまちづくりの一端として、どのような対策を講じているのか。

答 遊休農地の管理については、周辺の地域における営農条件に支障が生じないよう、所有者等に適正な管理をするよう指導するとともに、利用権設定による遊休農地の有効利用を図っていききたいと考えている。

また、公有地のうち行政財産については、各担当課において除草等施設整備が行われており、普通財産における青草・枯草などの除草については、シルバー人材センターに年二回の除草作業を委託しており、必要に応じてその都度、職員が出向いて対応している。

問 これまでに市民からの苦情はあるか。
答 本年度に、市立病院に対して隣接の農地所有者から苦情が一件あり、除草を行

った。

問 民有地について、同様の問題はありますか。

答 農地については農業委員会に、その他土地については市民生活課に対して、平成二十四年度に苦情が十六件あった。

これに対して市は、現地調査を行ったうえで、電話や通知文にて改善するよう依頼した。

問 農業委員会の現地調査で、発見した場合はどう

対応しているか。

答 農業委員会における現地調査で、該当箇所を確認した場合は、土地所有者に改善するよう指導している。放置された草地は、火災や犯罪の原因となり危険であるため、今後も目配り気配りに努めていきたい。



小林 義孝 議員

▼市政の課題と新しい市政への
▼国政の動向についての見解は
関与について

市政の課題と新しい 市政への関与について

問 市長は引退表明の中で四期十六年の実績を述べたが、残した課題は何だと思っ

ているのか。そして新しい市長に何を期待しているか。

また市長は、自らを高年齢者と呼ばれる年齢になったと言うが、六十代半ばは政治家としては高年齢とは言えないのではないか。

引退後、小林市長は新市政にどう関与するのか、しないのか。院政を敷くのではないかと危惧する市民もいると思われるので、今後の政治活動についてどう考えているか伺う。

答 時代は少子高齢化の進行による人口構成の変化や人口減少社会への突入、経済のグローバル化や次の大収斂の進行、地球規模での環境・エネルギー問題、さらに、経済の低迷や財政の悪化、

地方分権の進展等、激的な変化が進む中、政治の主要な課題が、成長の果実の分配から負担の公平な分かち合いへと変わり、次々と新しい課題や解決すべき課題が惹起している。

そうした中、新たに誕生する市長には、今後、それらに対応し、自らの描いた本市の将来ビジョンを示し、それを実現するための政策を立て、情熱と忍耐をもって実行していくよう願う。

私も人生において白秋小林住期と呼ばれる時を迎え、様々なくびきから自由になり、じっくり自分の人生を振り返り、改めて公職を離れた後の自分の生きる時と処、そして、自分の置かれている位置を考え、自分の役割や責任・使命を自覚し、二度とない人生を今後愛惜尊重の念を持って、生きていきたいと考えている。

国政の動向について

の見解は



参院選で自民党が圧勝した。が、有権者全体の得票は比例一八%、選挙区二二%に過ぎないにもかかわらず、消費税、雇用、社会保障、原

発・核、TPP、憲法、沖縄の米軍基地・オスプレイの配備などについて、世論に逆らって暴走している。衆参のねじれはなくなったが、政権と世論のねじれは解消されていない。

小林市長は安倍政権の政治姿勢と政策について、どう認識されているか。その認識が新市長に継承されることを望んでいるか。



安倍政権は、先の参院選において、自らの国益と信ずる様々な選挙公約を掲げ、選挙戦を勝ち抜いており、現政権は、与えられた任期中を、国民との約束である政権公約の実現に最善を尽くすことが使命であり、責任であらうと思う。

また、その結果に対する民意の審判は、次の選挙で仰ぐことが民主主義の基本ルールであると考えている。

なお、新たに誕生する市長が、これについて、どのような考えを持たれているかは承知しておらず、私の干渉すべき事柄ではないものと考えている。



都留市議会行政視察研修

都留市議会では、7月31日(水)から8月2日(金)にかけて、他の自治体の取り組み等について調査研究するため島根県にて行政視察研修を実施しました。

【研修先及び内容】

◆大田市役所

「定住対策事業について」

人口減少社会において、人口流出や減少を抑制しつつ、UIターン者の増加につなげるなどの、定住促進に向けた施策等を強力かつ集中的に進めていく取り組み。

◆出雲市役所

「新エネルギー施策について」

「浜山湧水活用事業について」

地域経済活性化や環境にやさしいまちづくりを目指した新エネルギー施策、平成の名水100選に選定された「浜山湧水群」を活用し、環境保全と観光振興を図る取り組み。

◆雲南市役所

「雲南ブランド化プロジェクトについて」

「地域自主組織について」

豊かなふるさとづくりに向けて、地域の存在意義、地域の誇り、地域の個性・価値の発揮を基調とした「雲南ブランド」の確立、地域住民自らが、あるいは行政やNPOとの協働により、地域の課題解決や魅力の発見と、それを活かした活動を実践する地域自主組織の取り組み。



30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を 図るための意見書

二〇一一年に義務標準法が改正され、小学校一年生の基礎定数化が図られたものの、今年度も小学校二年生については加配措置に留まっている。義務標準法改正条文の附則には、小学校の二年生から中学校三年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記された。今後、三十五人以下学級の着実な実行が重要である。

日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約六割が「小中高校の望ましい学級規模」として、二十六人から三十人を挙げている。このように、保護者も三十人以下学級を望んでいることは明らかである。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。また、暴力行為や不登校、いじめ等、生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えている。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（二十八カ国）の中で日本は最下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は二分の一から三分の一に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用の増大などにみられるように教育条件格差も生じている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子ども若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用の就業の拡大につなげる必要がある。こうした観点から、政府においては、是非とも、以下の事項を実施するよう要望する。

記

- 一、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため三十人以下学級とすること。
- 一、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を二分の一に還元すること。
- 一、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年九月二十七日

都留市議会議長 谷垣喜一

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する 地方の財源確保」のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、わが国のみならず地球規模の重要な喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成二十五年以降においても京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第一約束期間における温室効果ガス排出削減義務六%のうち三・八%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成二十四年十月に導入されたが、使途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年九月二十七日

都留市議会議長 谷垣喜一

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長

【議員提出意見書第三号】

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。
 こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。
 よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

- 一、地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
 - (一) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増額など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
 - (二) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
 - (三) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
 - (四) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
 - (五) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成二十五年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
- 二、地方税源の充実確保等について
 - (一) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「五分」とすること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
 - (二) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
 - (三) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ることに、特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
 - (四) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
 - (五) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
 - (六) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策と税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年九月二十七日

都留市議会議長 谷垣喜一

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

請願の審査について

請願第2号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

9月27日 採 択

次回定例会及び請願提出について

12月定例会開催予定日
12月17日（火）

請願提出締切予定日
12月12日（木）

各会議等における議員の欠席日数状況報告

	藤江喜美子	藤本 明久	鈴木 孝昌	清水 絹代	谷垣 喜一	杉本 光男	武藤 朝雄	国田 正己	藤江 厚夫	小俣 義之	小俣 武	小林 歳男	上杉 実	小林 義孝
本 会 議	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
常任委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別委員会	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1
全員協議会	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-
議員研修	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	-	-	2	1

【平成25年7月1日～平成25年9月30日】

9月定例会各委員会の審査内容と結果

【総務常任委員会】

副委員長 小林 歳 男

本委員会は、付託された議第46号、議第47号、議第49号、議第51号及び議第52号の一部について、9月17日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・看護系大学誘致事業基金の処分方法及び処分後の使用方法について・都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例制定による土地所有者の責務と地域コミュニティなどの関わりについて・近ヶ坂往還の古道復活と今後の管理などについて・基金積立金と債務負担の関係について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。



【社会常任委員会】

委員長 国田 正 己

本委員会は、付託された、議第48号、議第50号、議第52号の一部、議第53号、議第54号及び請願第2号について、9月17日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・子ども子育て会議条例の対象年齢と教育委員会との関わり等について・国民健康保険税条例改正による株取引にかかわる課税について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。また、請願第2号については、採択すべきものと決しました。



【経済建設常任委員会】

委員長 鈴木 孝 昌

本委員会は、付託された、議第52号の一部について、9月18日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・人件費予算の増額補正の理由について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、原案のとおり可決すべきものと決しました。



【決算特別委員会】

委員長 小林 歳 男

本委員会は、付託された、認第1号、認第2号及び認第3号について、9月19日、20日、24日の3日間にわたり委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・市税の不能欠損、滞納整理の状況などについて・自治会活動の先進事例の紹介について・園児増員のための魅力ある保育園づくりについて・学童保育の活動状況の情報発信について・有志による夏狩湧水群整備への助成などについて・専用ヘリポート整備について・後期高齢者の特定検診受診率などについて・水道事業の有収率の微増と有収水量の減少について・病院の受診待ち時間表示の改善について、その他、多くの質疑が行われました。

審査の結果、委員会の審査過程における意見、要望、指摘を、今後の予算編成及び予算執行等に反映されるよう望み、付託された決算については、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。



議会日誌



七月

- 3日(水) 都留市交通対策推進協議会総会
- 6日(土) 第45回都留市体育祭り開会式
- 10日(水) 第1回文化祭実行委員会
- 11日(木) 都留市職員組合第60回定期大会
- 12日(金) 議会だより編集委員会
- 17日(水) 小林三良氏都留市消防団長就任披露宴
- 17日(水) 水道運営委員会
- 18日(木) 議会改革特別委員会
- 18日(木) 山梨県東部広域連合議会7月定例会
- 19日(金) 議会だより編集委員会
- 24日(水) 新設高校設置に係る検討会
- 25日(木) 山梨県東部広域連合議会7月定例会
- 29日(月) 大月都留広域事務組合議会全員協議会
- 30日(火) 大月都留広域事務組合議会7月定例会
- 31日(水) リニア中央新幹線富士北麓・東部建設促進協議会総会
- 31日(水) 都留市議会議員行政視察研修
- 4日(日) 第81回都留市町別野球大会開会式
- 8日(木) 議会改革特別委員会
- 9日(金) 国民健康保険運営協議会
- 16日(金) 山梨県市議会議長会
- 20日(火) 議員合同研修会(前期)
- 20日(火) 第9回都留市ジャパングラススキー大会開会式
- 22日(木) 福井県越前市議会議員行政視察
- 22日(木) 公立大学法人都留文科大との意見交換会
- 27日(火) 消防委員会
- 27日(火) 都留市民生委員推薦会

八月

- 28日(水) まちづくり委員会事業
- 28日(水) 『つるの宝かるた』特別賞授与式
- 29日(木) 山形県山形市議会議員行政視察
- 29日(木) 山梨リニア実験線4.2・8km出発式
- 30日(金) 議会改革特別委員会
- 30日(金) 全員協議会
- 30日(金) 大月市議会議員行政視察
- 1日(日) 第31回ふるさと時代祭り
- 3日(火) 議会運営委員会
- 3日(火) 全員協議会
- 5日(木) 9月定例会(開会)
- 6日(金) 都留市愛育会発会式
- 8日(日) 第81回都留市町別野球大会閉会式
- 9日(月) 大月市議会議員行政視察
- 12日(木) 9月定例会(一般質問)
- 17日(火) 総務常任委員会
- 18日(水) 社会常任委員会
- 18日(水) 経済建設常任委員会
- 18日(水) 議会改革特別委員会
- 19日(木) 決算特別委員会
- 20日(金) 決算特別委員会
- 22日(日) 第28回国民文化祭・やまなし2013
- 22日(日) ミュージアム都留特別展
- 24日(火) 「甲斐絹展」開式
- 24日(火) 決算特別委員会
- 26日(木) 第5回都留工業交流展開会式
- 27日(金) 議会運営委員会
- 27日(金) 全員協議会
- 28日(土) 9月定例会(閉会)
- 28日(土) 都留市金婚式祝賀会
- 29日(日) いきいき山梨ねんりんピック2013
- 29日(日) 第16回都留いきいきフェスティバル

九月

人事案件

九月二十七日の本会議で、議員のうちから選任する監査委員について議案が上程され、満場一致で同意されました。

監査委員

- 中津森 国田正己

九月二十七日の本会議で、人権擁護委員の推薦について意見を求める件の諮問が上程され、満場一致で同意されました。

人権擁護委員

- 鹿留 佐藤 烈

市議会議員の

辞職について

次の市議会議員より、議員辞職願が提出され、許可されましたのでお知らせします。

杉山 肇 議員

(九月二日辞職)

谷内 茂浩 議員

(九月三日辞職)

水岸 富美男 議員

(九月二十四日辞職)

編集後記

議会だより編集委員会では、市民の皆様、議会を身近なものとして感じていただけるよう、また、議会活動はもとより議員活動についても一層のご理解をいただきませう、議案議決結果や各会議等における議員の欠席日数状況報告を公表しています。

また、議会は全ての委員会、全員協議会も原則公開とするなど、議会運営における透明性の確保にも努めております。

これからも、市民の皆様により信頼される議会を目指して編集に取り組んでまいりますので、よろしく願います。

(編集委員会)

議会だより編集委員会

- 委員長 小保 武
- 委員 小林 歳 男
- 委員 国田 正 己
- 委員 谷垣 喜 一
- 委員 鈴木 孝 昌
- 委員 藤本 明 久

2013 開会式典



この議会だよりは、環境保護のため、再生紙、大豆油インクを使用しています。